

積算基準	土木
現場中間検査	不要
工場等派遣中間検査	不要
樹木保険加入	不要

工 事 設 計 書

事業年度	令和 7年度			
設計年月	令和 年 月			
予算科目	款	項	目	節
工事場所	京都市北区紫野北舟岡町 地内			
路線名又は河川名等				
工事名	船岡山公園眺望景観再生樹木管理業務委託			
工期	契約日の翌日から令和 8年 3月13日まで			
事業課(所)名	北部土木みどり事務所	単価使用年月	令和 年 月	
工事番号		歩掛適用年月	令和 年 月	
変更回数		基準適用年月	令和 年 月	
主工種		単価地区		
前払金支出		調整区分		

京都市 建設局

チェック欄	

工 事 概 要

船岡山公園眺望景観再生樹木管理業務委託				式	1
高中木整姿工	本	126	樹木伐採・抜根工	本	9

施 工 理 由

本業務委託は、船岡山公園における眺望景観を再生させるため、支障となっている樹木を伐採、剪定することにより、魅力的な公園づくりを推進するものである。					
---	--	--	--	--	--

		設計額		請負額	
		金額	増減額	金額	増減額
工	事	前回	円	円	円
		今回	円	円	円
内	工 事 価 格	前回	円	円	円
		今回	円	円	円
訳	消費税相当額	前回	円	円	円
		今回	円	円	円
支	給 品 費	前回	円	円	円
		今回	円	円	円

積算参考資料（間接費補正一覧）

単 価 使 用 年 月	2025年6月	
歩 掛 適 用 年 月	2025年6月	
基 準 適 用 年 月	2025年6月	
単 価 地 区	2601: I 地区	
調 整 区 分	単独工事	
共通仮設費（率計上）		
主 た る 工 種	14:河川維持工事	
施 工 地 域 等 補 正	市街地（DID補正）（1）－3	1.2
I C T 施 工 補 正	補正なし	1.0
週 休 2 日 補 正	4週8休以上(通期)	1.02
現場管理費		
施 工 地 域 等 補 正	市街地（DID補正）（1）－3	1.1
I C T 施 工 補 正	補正なし	1.0
週 休 2 日 補 正	4週8休以上(通期)	1.03
一般管理費		
前払金支出割合による補正	補正を行わない	1.00
財団法人等による補正	補正を行わない	1.00
契約保証に係る補正率	補正しない	0.00%

見積参考資料

積算で採用した見積等の単価は下表のとおりです。

※見積等項目名が空欄の場合、細別のすべてを含む単価を示しています。見積等項目名を記載している場合は、細別のうち見積を採用した部分の単価を示しています。

工種	種別	細別	規格・条件	見積等項目名	単位	単価(円)	施工費(諸雑費込)等の区分	備考
樹木整姿工	高中木整姿工	基本剪定 常緑広葉樹 A 園内運搬,積込,片付け,清掃等含む	C=25cm未満		本	4,795	施工費	
		基本剪定 常緑広葉樹 B 園内運搬,積込,片付け,清掃等含む	C=25cm以上50cm未満		本	9,418	施工費	
		基本剪定 常緑広葉樹 C 園内運搬,積込,片付け,清掃等含む	C=50cm以上75cm未満		本	15,930	施工費	
		基本剪定 常緑広葉樹 D 園内運搬,積込,片付け,清掃等含む	C=75cm以上100cm未満		本	20,330	施工費	
		基本剪定 常緑広葉樹 E 園内運搬,積込,片付け,清掃等含む	C=100cm以上125cm未満		本	30,170	施工費	
		基本剪定 常緑広葉樹 F 園内運搬,積込,片付け,清掃等含む	C=125cm以上150cm未満		本	49,270	施工費	
		基本剪定 常緑広葉樹 G 園内運搬,積込,片付け,清掃等含む	C=150cm以上175cm未満		本	80,760	施工費	
		基本剪定 常緑広葉樹 I 園内運搬,積込,片付け,清掃等含む	C=200cm以上225cm未満		本	166,700	施工費	
		基本剪定 針葉樹 B 園内運搬,積込,片付け,清掃等含む	C=25cm以上50cm未満		本	12,420	施工費	
		基本剪定 針葉樹 C 園内運搬,積込,片付け,清掃等含む	C=50cm以上75cm未満		本	20,110	施工費	
		基本剪定 針葉樹 D 園内運搬,積込,片付け,清掃等含む	C=75cm以上100cm未満		本	26,770	施工費	

見積参考資料

積算で採用した見積等の単価は下表のとおりです。

※見積等項目名が空欄の場合、細別のすべてを含む単価を示しています。見積等項目名を記載している場合は、細別のうち見積を採用した部分の単価を示しています。

工種	種別	細別	規格・条件	見積等項目名	単位	単価(円)	施工費(諸雑費込)等の区分	備考
		基本剪定 落葉広葉樹 B 園内運搬,積込,片付け,清掃等含む	C=25cm以上50cm未満		本	6,532	施工費	
		基本剪定 落葉広葉樹 C 園内運搬,積込,片付け,清掃等含む	C=50cm以上75cm未満		本	14,250	施工費	
		基本剪定 落葉広葉樹 D 園内運搬,積込,片付け,清掃等含む	C=75cm以上100cm未満		本	21,820	施工費	
		基本剪定 落葉広葉樹 E 園内運搬,積込,片付け,清掃等含む	C=100cm以上125cm未満		本	38,280	施工費	
		基本剪定 落葉広葉樹 F 園内運搬,積込,片付け,清掃等含む	C=125cm以上150cm未満		本	56,640	施工費	
		基本剪定 落葉広葉樹 G 園内運搬,積込,片付け,清掃等含む	C=150cm以上175cm未満		本	84,340	施工費	
樹木育成工	樹木伐採・抜根工	支障木伐採 A 園内運搬,積込,片付け,清掃等含む	C=25cm未満		本	3,208	施工費	
		支障木伐採 B 園内運搬,積込,片付け,清掃等含む	C=25cm以上50cm未満		本	6,559	施工費	
		支障木伐採 C 園内運搬,積込,片付け,清掃等含む	C=50cm以上75cm未満		本	17,730	施工費	
		支障木伐採 D 園内運搬,積込,片付け,清掃等含む	C=75cm以上100cm未満		本	30,500	施工費	

見積参考資料

積算で採用した見積等の単価は下表のとおりです。

※見積等項目名が空欄の場合、細別のすべてを含む単価を示しています。見積等項目名を記載している場合は、細別のうち見積を採用した部分の単価を示しています。

工種	種別	細別	規格・条件	見積等項目名	単位	単価(円)	施工費(諸雑費込) 等の区分	備考
発生材等処理工	発生材処理工	発生材運搬 A	発生材種別:枝葉,2tトラックによる運搬		t	6,597	施工費	
		発生材運搬 B	発生材種別:幹,2tトラックによる運搬		t	6,499	施工費	
		発生材処分 A	発生材種別:枝葉		t	12,000	処分費	
		発生材処分 B	発生材種別:幹		t	1,000	処分費	

設計内訳書（本01）

工事名	船岡山公園眺望景観再生樹木管理業務委託				事業区分 工事区分	公園緑地整備・改修 緑地育成	
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量	単価	金額	数量・金額増減	摘要
緑地育成		式	1				
樹木整姿工		式	1				
高中木整姿工		式	1				
基本剪定 常緑広葉樹 A 園内運搬, 積込, 片付け, 清掃等含む	C=25cm未満	本	1				
基本剪定 常緑広葉樹 B 園内運搬, 積込, 片付け, 清掃等含む	C=25cm以上50cm未満	本	13				
基本剪定 常緑広葉樹 C 園内運搬, 積込, 片付け, 清掃等含む	C=50cm以上75cm未満	本	24				
基本剪定 常緑広葉樹 D 園内運搬, 積込, 片付け, 清掃等含む	C=75cm以上100cm未満	本	15				
基本剪定 常緑広葉樹 E 園内運搬, 積込, 片付け, 清掃等含む	C=100cm以上125cm未満	本	20				
基本剪定 常緑広葉樹 F 園内運搬, 積込, 片付け, 清掃等含む	C=125cm以上150cm未満	本	2				
基本剪定 常緑広葉樹 G 園内運搬, 積込, 片付け, 清掃等含む	C=150cm以上175cm未満	本	2				
基本剪定 常緑広葉樹 I 園内運搬, 積込, 片付け, 清掃等含む	C=200cm以上225cm未満	本	1				
基本剪定 針葉樹 B 園内運搬, 積込, 片付け, 清掃等含む	C=25cm以上50cm未満	本	7				
基本剪定 針葉樹 C 園内運搬, 積込, 片付け, 清掃等含む	C=50cm以上75cm未満	本	10				

設計内訳書（本01）

工事名	船岡山公園眺望景観再生樹木管理業務委託				事業区分 工事区分	公園緑地整備・改修 緑地育成	
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量	単価	金額	数量・金額増減	摘要
基本剪定 針葉樹 D 園内運搬, 積込, 片付け, 清掃等含む	C=75cm以上100cm未満	本	3				
基本剪定 落葉広葉樹 B 園内運搬, 積込, 片付け, 清掃等含む	C=25cm以上50cm未満	本	4				
基本剪定 落葉広葉樹 C 園内運搬, 積込, 片付け, 清掃等含む	C=50cm以上75cm未満	本	8				
基本剪定 落葉広葉樹 D 園内運搬, 積込, 片付け, 清掃等含む	C=75cm以上100cm未満	本	3				
基本剪定 落葉広葉樹 E 園内運搬, 積込, 片付け, 清掃等含む	C=100cm以上125cm未満	本	8				
基本剪定 落葉広葉樹 F 園内運搬, 積込, 片付け, 清掃等含む	C=125cm以上150cm未満	本	1				
基本剪定 落葉広葉樹 G 園内運搬, 積込, 片付け, 清掃等含む	C=150cm以上175cm未満	本	4				
樹木育成工		式	1				
樹木伐採・拔根工		式	1				
支障木伐採 A 園内運搬, 積込, 片付け, 清掃等含む	C=25cm未満	本	1				
支障木伐採 B 園内運搬, 積込, 片付け, 清掃等含む	C=25cm以上50cm未満	本	6				
支障木伐採 C 園内運搬, 積込, 片付け, 清掃等含む	C=50cm以上75cm未満	本	1				
支障木伐採 D 園内運搬, 積込, 片付け, 清掃等含む	C=75cm以上100cm未満	本	1				

設計内訳書（本01）

工事名	船岡山公園眺望景観再生樹木管理業務委託					事業区分 工事区分	公園緑地整備・改修 緑地育成	
工事区分・工種・種別・細別		規格	単位	数量	単価	金額	数量・金額増減	摘要
発生材等処理工			式	1				
発生材処理工			式	1				
発生材運搬 A		発生材種別:枝葉, 2tトラックによる運搬	t	34				
発生材運搬 B		発生材種別:幹, 2tトラックによる運搬	t	2				
発生材処分 A		発生材種別:枝葉	t	34				
発生材処分 B		発生材種別:幹	t	2				
仮設工			式	1				
交通管理工			式	1				
交通誘導警備員		交通誘導警備員B, 昼間勤務	人日	26				
直接工事費			式	1				
共通仮設			式	1				
共通仮設費			式	1				
現場環境改善費			式	1				

設計内訳書（本01）

工事名	船岡山公園眺望景観再生樹木管理業務委託				事業区分 工事区分	公園緑地整備・改修 緑地育成	
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量	単価	金額	数量・金額増減	摘要
現場環境改善費(積上計上)	業務案内看板(W550*H1400, みやこ杣木)	式	1				内 1号
共通仮設費（率計上）		式	1				
純工事費		式	1				
現場管理費		式	1				
工事原価		式	1				
一般管理費等		式	1				
工事価格		式	1				
消費税額及び地方消費税額		式	1				
工事費計		式	1				

一式当り内訳書

単価使用年月	
歩掛適用年月	
労務調整係数	

内 1号	現場環境改善費(積上計上)	業務案内看板(W550*H1400, みやこ柚木)					
名称・規格	条件	単位	数量	単価	金額	数量・金額増減	摘要
現場環境改善費(積上)		式	1				
合計							

特記仕様書（個別工事編）

委託業務名 船岡山公園眺望景観再生樹木管理業務委託

履行場所 京都市北区紫野北舟岡町 地内

1 一般事項

第1条（適用）

本業務の履行に当たっては、「設計図書」によるほか、土木請負工事必携（以下「請負工事必携」という。）（令和6年8月）」及び「特記仕様書（全工事共通編）（令和6年8月）」によらなければならない。

なお、本業務履行現場には、必ず請負工事必携、特記仕様書（全工事共通編）及び本特記仕様書を常備しなければならない。

※ 京都市情報館「トップページ」⇒「まちづくり」⇒「技術管理」⇒「監督・検査」⇒「工事（土木、舗装、樹木等）の仕様書、様式等」参照

請負工事必携・特記仕様書（全工事共通編）

<https://www.city.kyoto.lg.jp/kensetu/page/0000292439.html>

第2条（「建設キャリアアップシステム活用モデル工事」の実施）

1 本工事は「京都市建設局建設キャリアアップシステム活用モデル工事」の対象（ただし、受注者希望方式）であり、「京都市建設局建設キャリアアップシステム活用モデル工事試行要領」

（<https://www.city.kyoto.lg.jp/kensetu/page/0000338803.html>）に基づいて実施する。

2 受注者は、契約後速やかに、建設キャリアアップシステムの活用を希望するか否かを、発注者へ通知し、その内容を工事打合せ簿に記録すること。

3 建設キャリアアップシステムの履行状況を確認できた場合は、工事成績評価の審査項目「創意工夫」において、加算対象となる。

第3条（受注者希望方式による「月単位の週休2日」の実施）

1 本工事は「京都市建設局週休2日工事」の対象（受注者希望方式による「月単位の週休2日」）であり、「京都市建設局週休2日工事実施要領」

（<https://www.city.kyoto.lg.jp/kensetu/page/0000322908.html>）に基づいて実施する。ただし、「通期の週休2日」は必須である。

2 受注者は、契約後すみやかに、「月単位の週休2日」の実施を希望するか否かを、発注者と協議し、その内容を工事打合せ簿に記録すること。また、施工計画書の作成に当たっては、「月単位の週休2日」の実施内容を反映させること。

3 「月単位の週休2日」を達成した場合は、工事成績評価の審査項目「創意工夫」において、加算対象となる。

4 受注者は、本市が週休2日の推進を目的に受注者に対して実施する「京都市建設局週休2日工事」に関するアンケート調査やヒアリング調査に、随時協力しなければならない。

5 工事標示板に「京都市建設局週休2日工事」（4週8休以上であることを明記すること。）である旨を明示すること（様式不問）。

第4条（技術者の配置について）

- 1 受注者は、建設業法の造園工事業に係る主任技術者を1名以上配置すること。また、剪定作業中には、剪定作業責任者として下記の資格及び経験を有するものを常駐させることとするが、（ア）又は（イ）の資格を有する者が望ましい。

剪定作業責任者は、業務計画書等に明記し、書面をもって通知すること。なお、剪定作業責任者は、主任技術者及び現場代理人を兼務することができるものとする。

（ア）緑地樹木剪定士（一般社団法人 日本造園建設業協会の認定資格）

（イ）街路樹剪定士（一般社団法人 日本造園建設業協会の認定資格）

（ウ）造園技能士 2級以上（ただし、2級の場合は取得後2年以上の剪定業務経験が必要）

（エ）街路樹等の剪定業務または、植栽工事に直接従事した実務経験が7年以上

（ア）を有する者は、緑地樹木剪定士証又は緑地樹木剪定士認定証の写しを、（イ）を有する者は、街路樹剪定士証又は街路樹剪定士証の写しを、（ウ）を有する者は、2級技能検定合格証書の写しを提出すること。また、（エ）を有する者は、経歴書に同等の経験がわかる経歴を記載のうえ、提出すること。

- 2 現場代理人は、その運営、取締りを行うほか、受注者の一切の権限（請負代金の変更、請負代金の請求及び受領、契約の解除に係るものを除く。）を行使することができるものとし、業務現場における運営、取締り及び権限の行使に支障がなく、かつ本市との連絡体制が確保されると監督職員が認めた場合には、現場代理人について業務現場における常駐を要しないこととすることができる。

第5条（前払金）

前払金は、請負代金の30%以内とする。

第6条（部分払）

受注者は、業務の完了前に、業務の出来高に応じた請負代金を請求することができる。ただし、当該請求に係る業務の検査を完了したものに限る。また部分払金額については、本市の算定基準に従うものとする。

2 現場条件に関する事項

第7条（現場条件）

本業務の履行に当たっては、下記の現場条件等に留意すること。

- 1 本業務箇所は、史跡船岡山指定地内であることを十分に認識し、史跡の保存には十分配慮すること。
- 2 本業務の対象樹木の公園内における位置については、契約後、監督職員立会の下、指示する。
- 3 前項により指示を受けた対象樹木について、樹種、ランク等を確認のうえ、監督職員の確認を受けること。なお、確認の結果、ランク等に変更がある場合は、設計変更の協議対象とする。
- 4 船岡山公園入口門扉の施錠については、園内施設の管理者が実施していることから、施錠時間等を調整する必要があるため、監督職員の指示に従うこと。
- 5 船岡山公園は、一般の公園利用者のほか、撮影等で利用されることがあり、施工時間等を調整する必要がある場合があるため、その場合には監督職員の指示に従うこと。
- 6 受注者は、過積載防止を目的とした具体的な取り組み内容について、施工計画書に記載するものとする。
- 7 本業務で発生する発生材の処分数量については、伝票等の必要書類を提出のうえ、監督職員の確認を受けること。

第8条（交通誘導警備員）

- 1 交通誘導警備員については、下表のとおり計上しているが、所轄警察署等の打合せの結果、又は条件変更等に伴い員数に増減が生じた場合は、設計図書に関して監督職員と協議するものとし、設計変更の対象とする。

配 置 場 所	交通誘導警備員 (1日当たりの編成人数)	編 成	昼間・夜間・ 24時間の別	交替要員 の有無
本業務履行箇所	1 名	交通誘導警備員B 1 名	昼 間	無

第9条（工事現場の現場環境改善等）

現場環境改善等の実施項目については、以下のとおりとする。

なお、現場条件等により下記項目に変更が生じた場合は、設計図書に関して監督職員と協議するものとする。

(1) みやこ杉木を使用した木製の業務案内看板の設置

項 目	仕 様	設置枚数
業務案内看板	・ みやこ杉木を用いた看板 ・ 看板サイズは 550×1400mm とする。 ・ 表示面はアクリル板とし、アクリル面に業務内容を印字する。 （文字数：150 字程度）	1 枚

設置箇所及び表示する内容については、監督職員と協議のうえ決定するものとする。

3 監督職員の確認に関する事項

第10条（立会確認）

受注者は、次表に示す内容について、監督職員と現地で立会を行い、確認するものとし、監督職員が確認するまでは次の作業に進んではない。

項 目	確 認 方 法・目 的 等
保安施設設置状況	業務による事故防止のため、監督職員と立会確認をする。（ただし、立会確認書は必要としない。）
ダンプトラックの過積載状況確認	ダンプトラックによる過積載防止のため、監督職員と立会確認をする。（ただし、立会確認書は必要としない。）
支障木の伐採状況	伐採後の根株処理の状況（ただし、立会確認書は必要としない。）

4 建設副産物に関する事項

第11条（建設副産物の適正処理）

1 一般廃棄物が発生する場合の対応

本業務で発生した資源化可能な剪定枝等については、京都市の再生処分の許可を持つ資源化施設に可能な限り搬入し、リサイクルすること。ただし、病害虫に侵食された樹木については、この限りではない。

【表－1】に示す建設副産物の受入場所は、積算上の条件明示であることから施設を指定するものではなく、監督職員の承諾を得て搬出先の変更を行うことができるが、原則として設計変更の対象としない。（京都市一般廃棄物処分業許可業者については、京都市環境政策局循環型社会推進部のホームページにて確認できる。）

2 自社処分を行う場合は、【表－2】に示す処分地等に関する資料を提出すること。また、自社処分を行うことにより、処分費が減額になる場合は、設計変更の対象とする。

【表－1】建設副産物の受入場所

建設副産物	受入場所	備 考
建設発生木材 （剪定枝）	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第6項の許可を受けた施設 京都市伏見区横大路千両松町45-1-2	設計運搬距離 L = 14.0km
建設発生木材 （幹）	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第6項の許可を受けた施設 京都市伏見区横大路千両松町45-1-2	設計運搬距離 L = 14.0km

【表－2】 自社処分を実施する場合の提出資料

1.	位置図
2.	平面図
3.	公図
4.	登記簿謄本
5.	現地写真
6.	循環型社会推進部資源循環推進課との協議書 （京都市内の処分施設に搬入する場合に限る）
7.	見積書

4 施工管理に関する事項

第12条（業務計画書）

- 1 受注者は、契約締結後速やかに現場確認調査、作業手順検討のうえ、「施工計画書作成要領」に従って業務計画書を作成し、監督職員に提出するとともに、これを遵守して、業務を実施すること。
- 2 作業着手時期及び作業範囲については、監督職員と協議の上、週間工程表を監督職員に提出すること。
- 3 現場確認調査において、管理上支障がある樹木や危険木、応急処理が必要な樹木を発見した場合には、速やかに監督職員に報告すること。

第13条（工程管理）

- 1 受注者は契約決定後直ちに計画工程表を作成し、監督職員に提出し承認を受けて、工程を管理するものとする。実施工程表は、工程が変更するごとに監督職員の指示に従い修正し提出すること。
- 2 受注者は、労働基準法等の趣旨に則り、労働時間について遵守しなければならない。
- 3 作業日は土日祝を除く平日とし、作業時間は原則として昼間作業は 8:30～17:15 とする。この曜日および時間を変更する場合は、あらかじめ監督職員の承諾を得なければならない。
- 4 特に本市が指示した場合を除き、官庁の休日並びに夜間（17:15 から翌朝 8:30 まで）における作業は、防災保安上の点検や緊急安全対策作業以外禁止する。
- 5 他の企業・事業者との同時作業となる場合は、工程計画等について十分調整を図るとともに監督職員の指示に従うこと。
- 6 2週間分の作業計画表及び直近作業の実施状況（公園名、工種、樹種、ランク、数量）に関する報告書を提出すること。提出日は毎週木曜日とする。
- 7 各作業樹木のランクは、【別紙－1】に示すとおりとする。

第14条（安全管理）

- 1 作業の際には、実施現場内またはその隣接敷地もしくは付近道路において、工作物または人畜に損傷がないよう十分に注意すること。与えた損害については受注者がその責に任ずるものである
- 2 現場での作業期間中は、作業標示板、協力依頼板、作業範囲への立入防止措置等の安全施設を設置し、公園利用者の安全を確保すること。公園（子どもが常時遊んでいる）という特異性を十分に留意して取り組むこと。
- 3 保安施設等を十分完備し、必要に応じて交通誘導警備員を配置し、方法等を監督職員とよく協議して、通行者並びに付近住民等に危害や迷惑を及ぼすことのないように、万全の処置を講じること。
- 4 利用者の進入がないように、作業範囲にあたる区間の起終点をカラーコーン及びバーで閉鎖するとともに、作業車両も囲むこと。また、利用者が付近を通行する時には注意喚起し、誤って作業範囲内に進入した時には、すみやかに作業範囲外に誘導すること。
- 5 受注者は、道路法、道路運送車両法及び道路交通法の趣旨に基づき、資材運搬等に必要な車両の諸元について当該法律を遵守しなければならない。
- 6 作業用車両を現場に出入りさせるときは、必ず監督職員が指定する道路より行うこと。
- 7 作業周辺道路へは、一切、資材運搬車等の作業用車両が待機や駐車することがあってはならない。作業関係者の車両についても同様である。

- 8 作業で使用する建設機械は日々回送を行い、作業区域内及び周辺に存置してはならない。やむを得ず存置する必要がある場合は、監督職員と協議のうえ、その指示に従うこと。
- 9 剪定枝葉、刈草、ゴミ等の処分は即日に行い、現場に仮置きしてはならない。
- 10 資材などの搬入、搬出その他により道路を汚損した場合は直ちに清掃・補修を行うこと。作業完了に際しては、跡掃除を行い、不要残材等の類は監督職員に確認を受けたうえで処理・処分すること。

第15条（安全・訓練等）

- 1 受注者は、本業務の内容に応じた安全・訓練等の具体的な計画を作成し、これを業務計画書に含めて監督職員に提出するものとする。共通仕様書（1-1-1-28）「工事中の安全確保」、及び（1-1-1-34）「交通安全管理」を厳守するとともに、現場及び一般車両の安全管理に努めること。
- 2 受注者が実施する安全・訓練等は、作業着手後、作業員全員の参加により月当たり半日以上の間を割り当てることとし、その実施内容については、下記の項目から適宜選択するものとする。
 - (1) 安全活動のビデオ等視覚材料による安全教育
 - (2) 本業務内容等の周知徹底
 - (3) 工事安全に関する法令、通達、指針等の周知徹底
 - (4) 本業務における災害対策訓練
 - (5) 本業務現場で予想される事故対策
 - (6) その他、安全・訓練等として必要な事項
- 3 安全・訓練等の実施状況について、工事報告等に記録した資料を整備及び保管し、監督職員の請求があった場合は直ちに提示するものとする。

第16条（市民対応）

- 1 本業務は、公共性の高いものであり、市民への対応（言葉遣い等）に配慮すること。
- 2 作業中、利用者からの要望、近隣住民及び通行車両等からの苦情、事故の発生などがあった場合は、速やかに監督職員に連絡しその指示に従うこと。

第17条（写真管理）

本業務は、検査員の現地検査により完了の確認を行う。検査を補助するものとして、出来形と作業状況（安全管理体制、作業黒板、出来形寸法等）が明確に分かる写真や資料を提出すること。作成要領は請負工事必携に準じるが、業務委託名、公園名、工種、樹種、ランク、年月日等を黒板に記入して撮影し、【別紙－2】のとおり写真整理すること。また、撮影数量等は【別紙－3】による。

第18条（出来高管理）

監督職員より配付された平面図及び集計表に、工種、樹種、幹回り、ランク等を記入し、樹種ごとにランク別本数を表にして提出すること。

第19条（検査）

受注者は、完了検査及び既済部分検査を受ける場合は、検査に必要な資料として作業写真、出来高数量表、処分伝票、その他監督職員の指示した資料を提出しなければならない。なお、出来形数量表は、集計したものを印刷するとともに電子データを提出しなければならない。

第20条（作業上の留意事項）

1 本業務においては、対象となる植物の特性や当該作業の目的及び、対象植物に及ぼす影響の強さ等を十分に理解し、生き物である植物に対して、細心の注意を払って実施すること。

2 剪定の基本的な方法

- (1) 公園樹木は、修景上、管理上特に必要となる場合をのぞき自然形仕立てとする。
- (2) 若木の剪定は、将来の主枝の配置を考慮し、不必要な枝は幹際から切除すること。
- (3) 切り口はきれいに仕上げ、切断面（直径10cm以上、サクラ類は直径5cm以上）には、切断後すぐに癒合剤を塗布すること。
- (4) 剪定位置は、外芽の直上で、カックイを残してはならない。
- (5) 腐朽の原因となるブツ切りは行ってはならない。

3 基本剪定

広場からの眺望を阻害する樹木について、自然形仕立てによる剪定など、樹木の位置及び適正などを考慮し、最も適切な方法により剪定作業を行う。

なお、本工種には、以下の内容を含む。

- ・園内運搬、積込、片付け、清掃等作業
- ・発生材の園内の指定箇所への運搬作業
- ・チェーンソー運転の機械損料及び燃料費

4 支障木伐採

支障木とは、樹木管理上または利用上、不必要あるいは危険な樹木をいう。支障木処理は地上部の伐採処分までの作業であり、根株は利用者に危険のないよう処理すること。なお、本業務では樹木の伐根は行わない。

なお、本工種には、以下の内容を含む。

- ・園内運搬、積込、片付け、清掃等作業
- ・発生材の園内の指定箇所への運搬作業
- ・チェーンソー運転の機械損料及び燃料費

5 その他事項

第21条（検査書類の提出）

完成検査の受検に向けた出来形図書については、工期末の45日前までに提出すること。また、完成検査に必要な工事書類については、工期末の14日前までに提出すること。

提出書類は、請負工事必携によるほか、下記の書類を提出すること。

- (1) 建設副産物の処分伝票（処分項目ごとに整理すること）
- (2) 各種材料の納品伝票（品種ごとに整理すること）
- (3) 業務写真帳及び写真データ（CD-R）

デジタルカメラ等デジタル画像により写真管理を行う場合は、以下によるものとする。

（ア）写真管理に使用する機材は、必要な文字、数値等の内容が判読できる機能、精度を確保できる機材とする。

- ・デジタルカメラについては、有効画素数100万画素のものを使用する。
- ・プリンターについては、フルカラー600dpi以上のものを使用する。
- ・インク・用紙等については、通常の使用条件の下で3年間程度に顕著な劣化が生じないものを使用する。

（イ）写真の信頼性を考慮し、原則として写真編集は認めない。ただし、監督職員の承諾を得た場合は、回転、パノラマ、全体の明るさの補正程度は認めることとする。

（ウ）業務写真帳は、写真（サービス版程度の大きさ。画像を印刷したものを含む。）に説明等を併記し、A4版で作成すること。なお、画像データについては、CD-R等の電子媒体により提出するものとする。

第22条（情報共有システムの利用）

1 本業務は、情報共有システム（以下「システム」という。）の利用対象とする。システムを利用しない場合は、監督員から承諾を得るものとする。

システムの利用に当たっては、「京都市建設局情報共有システム活用ガイドライン（令和6年3月）（※）」（以下「ガイドライン」という。）を遵守するものとし、ガイドラインの内容を十分に確認したうえで事前協議を行うこと。

2 利用するシステムは、ガイドラインで定める要件を満たすシステムの中から、受注者が選定すること。

3 システムの利用に係る費用は共通仮設費率分に含まれており、システム提供者との契約や利用に係る手続等は受注者が行うものとする。

4 システムで発議・提出・受理などの処理を行った工事帳票は、「京都市建設局電子納品実施要領」（以下「要領」という。）に基づき作成された仕様の電子データで出力し納品すること。

なお、要領は適宜改正されることから、適宜、京都市情報館を確認すること。

※ 京都市情報館「トップページ」⇒「まちづくり」⇒「技術管理」参照

<https://www.city.kyoto.lg.jp/kensetu/page/0000280681.html>

第23条（受注者希望型における遠隔臨場の実施）

本業務は受注者の希望により遠隔臨場を行うものとする。

1 目的

本業務は、「建設現場の遠隔臨場に関する実施要領（案）」（令和5年3月）及び「建設現場における遠隔臨場に関する監督・検査実施要領（案）」（令和5年3月）の内容に従い実施するものとする。

2 実施内容

（1）「段階確認」、「材料確認」及び「立会」の実施

ア 受注者が動画撮影用のカメラ（ウェアラブルカメラ等）により撮影する映像と音声を監督職員へWeb会議システム等を使用し、双方向の通信により会話しながら確認する。実施内容については、受発注者間の協議により決定するものとする。

イ 遠隔臨場に使用する動画撮影用のカメラ（ウェアラブルカメラ等）の資機材は受注者が準備するものとする。ウェアラブルカメラ等の資機材は、使用製品を限定するものではなく、一般的なAndroidやi-Phone等のモバイル端末を使用することも可能である。ただし、監督職員が使用するパソコン等の機器・ネットワーク環境に適合する資機材を使用するものとし、資機材の選定に当たっては監督職員から承諾を得ること。

なお、動画撮影用のカメラ（ウェアラブルカメラ等）の使用は、「段階確認」、「材料確認」及び「立会」だけではなく、現場不一致、事故などの報告時等でも活用効果が期待されることから、受注者の創意工夫等、自発的に実施する行為を妨げるものではない。

（2）効果の検証

遠隔臨場を通じた効果の検証及び課題の抽出に関するアンケート調査を実施する場合は、調査に協力するものとする。詳細は、監督職員の指示による。

（3）費用

遠隔臨場の実施に掛かる費用については、積上げ計上していないが、「建設現場の遠隔臨場に関する実施要領（案）」（令和5年3月）の内容に従い、遠隔臨場の実施に要する費用を設計変更の対象とする。

なお、遠隔臨場の実施方法については、施工計画書提出までの協議において提案するものとする。また、受注者はその費用について見積書を提出するものとする。

（4）成績評価

遠隔臨場を実施した工事の成績評価は、考査項目「創意工夫」において、1点の加点とする。

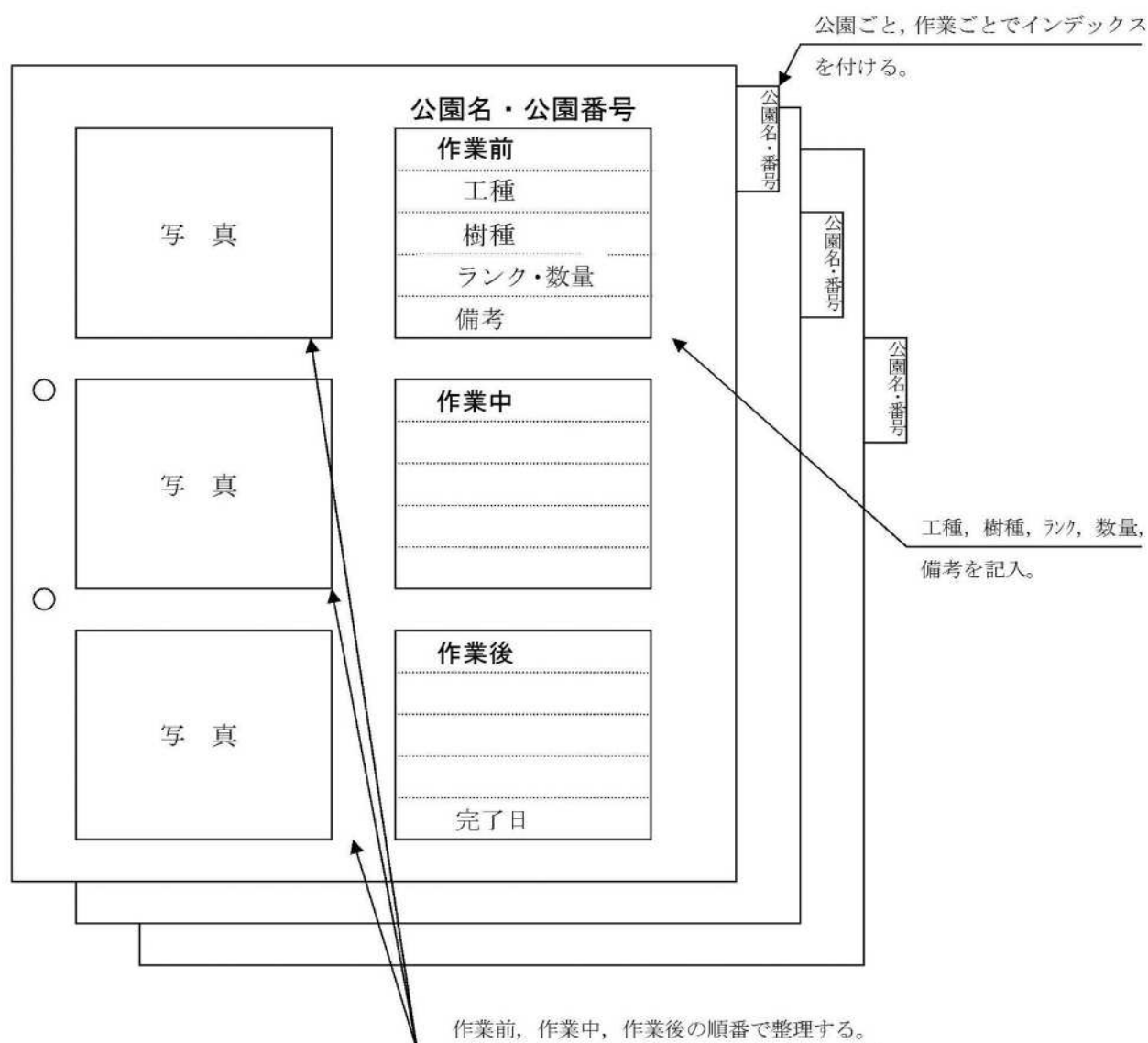
【別紙－ 1 】

ラ ン ク 表

	上木	中木	支障枝処理	支障枝剪定	生垣	寄植	枯損木伐採 ／支障木伐採	根株撤去	伐竹
	C:幹周	H:高さ	枝周	C:幹周	H:高さ	H:高さ	C:幹周	根元周	密度
ランク	cm	m	cm	cm	m	m	cm	cm	本/100m ²
A	25未満	1.5未満	15未満	50未満	0.6未満	1.2未満	25未満	40未満	10未満
B	25以上50未満	1.5以上2.0未満	15以上30未満	50以上100未満	0.6以上1.2未満	1.2以上2.0未満	25以上50未満	40以上75未満	10以上50未満
C	50以上75未満	2.0以上2.5未満	30以上45未満	100以上150未満	1.2以上2.0未満	2.0以上	50以上75未満	75以上112未満	50以上
D	75以上100未満	2.5以上3.0未満		150以上200未満	2.0以上		75以上100未満	112以上150未満	
E	100以上125未満	3.0以上		200以上250未満			100以上125未満	150以上	
F	125以上150未満						125以上150未満		
G	150以上175未満						150以上175未満		
H	175以上200未満						175以上200未満		
I	200以上225未満						200以上225未満		
J	225以上250未満						225以上250未満		
K	250以上275未満						250以上275未満		
L	275以上300未満						275以上300未満		

※支障枝処理の枝周は、幹から30cm離れた位置で計測する。

写真整理の仕方



- ①写真帳は工事用A4サイズの差込式で提出すること。
- ②写真帳には必ず表紙と背表紙をつけること。
- ③表紙と背表紙には年度（令和〇〇年度）・委託業務名・履行場所・業者名を書くこと。
- ④提出時にはなるべく1冊にして提出すること。
- ⑤作業写真は、公園ごとに整理すること。

【別紙－ 3】

写 真 撮 影 等 仕 様

基 本 剪 定	1 エリアごと、作業回数ごと、樹種ごとに、代表 1 箇所 1 組撮る。
支 障 木 伐 採	1 エリアごと、作業回数ごとに、代表 1 箇所 1 組撮る。

※写真は作業前、作業中、作業後を 1 組とする。

※代表箇所は、園路沿いや、広場周辺等で、ランクの大きい樹木を主体に選定すること。

※作業樹木同士が近接している箇所の場合は、まとめて複数の樹木が入るよう工夫して撮影すること。

位置図

